

平成28年度事業計画書

児童発達支援事業及び
放課後等デイサービス事業
おひさまキッズ

1, 基本理念

おひさまキッズは、「療育の最大の目的は、子どもの幸福である。」との理念に基づき、「子どもにおける最大の環境は、療育者自身である。」との自覚を持ち、児童の主体性と個性を尊重し、様々な場面において可能な限り自己決定できるよう支援します。

2, 基本方針

本事業は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団活動に適応することができるよう、また生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを目的とします。

3, 事業内容

(1) 児童発達支援事業

- ①日常生活における基本的動作の指導
- ②日常生活における知識技能習得のための指導
- ③集団生活の適応訓練

(2) 放課後等デイサービス

- ①生活能力向上のための訓練
- ②社会体験学習の機会の提供

(3) 共通

- ①家族の安定と仲間づくりの支援
- ②関係機関との連携や、情報提供、相談活動
- ③健康管理
- ④給食の提供

4, 療育方針

(1) 児童発達支援事業

- ・生活習慣の確立（食事・排泄・着脱・睡眠）
- ・基本的運動機能・体力を養う。（感覚・運動・模倣・制作遊びなど）
- ・集団生活適応の訓練（他者を意識した遊びや順番を待つなど）
- ・「自分でしたい」という意欲を育てる環境を作る。
- ・安心感を育てる。

(2) 放課後等デイサービス事業

- ・集団における役割を担う。

- ・余暇時間の過ごし方を身につける。
- ・様々な社会資源を活用し体験する機会を提供することで、活動の範囲を広げる。
- ・自己表現の方法を見つける。

(3) 家族に対して

- ・懇談会や保育参加、個別相談を通して、障がいの特性を理解し受容を促進する。
- ・親子行事などを通して、家族同士の交流・情報交換の場の提供をする。

(4) 地域に対して

- ・ボランティアの受け入れにより、多様性の理解を広げる。
- ・健診後の支援活動と各機関との連携。

5, 指導方法

(1) 児童発達支援事業

①個別療育：希望者及び必要に応じて実施

- 地域療育等支援事業で派遣される専門家による、発達検査・個別評価を行う。
- 子どもが通う幼稚園や保育園、学校また病院などとの情報交換及び連携を図る。
- 個々の特性に応じた遊びや活動を個別に計画し実施する。

②集団療育：単独通園及び母子通園

- 母子通園では、母親を中心とした対人関係からの広がりを培う。
- 単独通園では、様々な遊びを通して基本的運動機能の確立及び体力の向上を目指すとともに、友達との交流を通して適切な対人関係を築けるように支援する。
また、日常生活における基本的動作の獲得及び知識技能の習得ができるよう、あらゆる機会を通して「自分でする」よう促し、励まし、待ち、褒めて支援する。
- 音楽療法士によるリトミックを通し、五感を意識して使う感覚を身につける。

(2) 放課後等デイサービス

- 集団における過ごし方を身につけられるよう、様々な機会を通して支援するとともに、お手伝い・係活動などを行うことで、集団における役割を担う機会を作る。
- 社会体験学習では、様々な資源を適切に活用できる機会を作るとともに、余暇の充実や、将来に向けての期待になるよう支援する。
- 得意な分野の内容を広げる遊びや活動を見つけ提供する事で、自信を持って楽しく過ごせるよう支援する。

(3) 家族：主に母親

- 個別懇談による悩み、状況などの把握。
- 母親の交流の場の提供
- 障がいについての勉強会や資料の提供

(4) 地域療育等支援事業

臨床心理士・理学療法士・作業療法士・言語療法士等専門家との連携により、子供の状況を多角的にとらえることで、スタッフや保護者に助言したり、支援の手がかりにする。

6, 事業運営管理

(1) 会計事務処理

会計処理において、経理、予算、出納、財務、資産及び負債管理、決算手続き等におい

ては、経理規定等に則り、正規の簿記の原則に従い3つの要件①網羅性②立証性③秩序性を守り適正な会計経理事務を行い、支払資金の収支状況、財務状態及び経営成績を適正に把握できるように正確な経理処理を行う。

(2) 安全対策

事故や災害等に対する認識を深めるため、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めると共に、施設設備の保全に万全を期す。

(3) 保健衛生

登園時の健康観察、検温等による健康チェックを実施し、疾病の早期発見に努める。疾病を持った児童に対しては、保護者・関係機関と連携し安定回復に努める。

また、うがい・手洗い・歯磨きの励行・衣服調整等の意識付けを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。

(4) 給食

栄養のバランスや適切な摂取カロリー等、児童に合った形態の食事の提供を行うことにより、食事の面から児童の健康を支援する。

(5) 職員研修

職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識の向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修や各種研修会への参加を奨励する。また種々の資格取得について奨励し支援する。

(6) 権利擁護の推進及び個人情報の適正な取り扱い

本法人の基本理念である人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を自己の職業倫理の原則として認識し、倫理綱領及び職員基本行動基準並びに個人情報保護規程の遵守はもとより、施設内虐待の未然防止を目指して設けた、児童の人権を守るためのマニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、児童一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、署名し、人権侵害ゼロの実現を目指し、支援を展開する。

また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図るため必要な事項を定めた「社会福祉法人愛光会 人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情解決規程」により円満な解決を図る。この規程の中に、法人と立場を異にし、法人から独立した外部有識者で構成する第三者委員会を設ける。第三者委員は5名とし、人権擁護を推進し、相談・苦情解決の円滑・円満な解決を図る。

児童及び家族の個人情報保護については、別途整備された「個人情報の取り扱いに関する規則」により個人情報に係る安全管理措置の概要、職員教育計画、児童及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定められており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

(7) 地域貢献（公益的活動）

市社協や地元自治会等との連携に努め、自ら持つ人材や施設、設備などの資源を活用し、地域生活支援の拠点の1つとなり、災害等の緊急時においても地域の拠点となるよう、開かれた施設を目指して、地域貢献の拡充に積極的に取り組む。

7, 契約状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
男	0	0	0	2	3	3	8
女	0	0	0	0	4	4	8
計	0	0	0	2	7	7	16

鹿屋市 40名
 垂水市 9名
 錦江町 3名
 肝付町 3名

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
男	4	1	0	2	2	3	1	4	4	0	4	3	28
女	0	0	0	0	1	1	2	2	3	0	2	0	11
計	4	1	0	2	3	4	3	6	7	0	6	3	39

(平成28年4月1日推定) 契約者計 55 名

8, 行事計画

月	行 事	月	行 事
4 月	・リトミック ・個別評価 ・春休み	10 月	・リトミック ・社会体験学習 ・集団評価
5 月	・リトミック ・集団評価 ・個別相談	11 月	・リトミック ・社会体験学習 ・個別評価
6 月	・リトミック ・個別評価 ・社会体験学習	12 月	・リトミック ・クリスマス会 ・避難訓練 ・冬休み
7 月	・リトミック ・社会体験学習 ・集団評価 ・夏休み	1 月	・リトミック ・社会体験学習 ・集団評価 ・冬休み
8 月	・リトミック ・避難訓練 ・個別相談 ・親子行事	2 月	・リトミック ・社会体験学習 ・個別相談
9 月	・リトミック ・社会体験学習 ・個別相談	3 月	・リトミック ・親子遠足 ・個別相談 ・春休み